

第47期 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2021年 6月25日(金曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 | 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 燦の間

目次 | 第47期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 対象役員に対する株式
報酬制度導入の件

(添付書類)
事業報告
連結計算書類等
監査報告書

- ・新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、運営スタッフ及び出席役員等はマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・株主様には、本株主総会開催日時点の感染症拡大状況やご自身の体調を慎重にお確かめの上、ご来場される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い致します。また、当日は、入口でご来場の皆様の体調・体温を確認させていただき、体調のすぐれない株主様、体温の高い株主様は入場をご遠慮いただくこともございますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布は行っておりません。

ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、医療従事者の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。

2021年3月期における当社の連結業績は、売上高が11,620百万円（前期比17.0%増）、経常利益が609百万円（同62.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が505百万円（同89.1%増）となりました。

売上高については、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月に緊急事態宣言が発令されイベントや企画が中止になるなど接触型プロモーションについては厳しい状況となりましたが、SNS施策やLINEポイント施策といったデジタルプロモーション、コンテンツライセンスを活用した大型プロモーション、オンラインイベントの企画から運営までの受託といったサービスを中心にコロナ禍においても急激な社会の変化に対して柔軟に対応できたことが、成果を残せた要因であると考えています。

来期は当期に引き続き「3つのサービスの積極推進」(①リテールプロモーションの推進、②SNS×キャンペーンの推進、③BPO、プロダクト強化)を重点的に取り組んで参りますとともに当期に大きな成果を残したコンテンツライセンスを活用した大型プロモーションにも引き続き注力して参ります。また案件の複雑化や複合化による工程数の増加という課題に対応するため、中長期的な成長も見据え、社内のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、企業活動のさらなるパフォーマンス向上に繋げて参ります。

我々は「マーケティングで顧客に新しい価値を創る」ビジョンの実現に向け、社会の変化へもこれまで以上にスピード感をもって対応し、点ではなく長期的なお客様のパートナーとして新しい価値をあらゆる人や組織と共創し、販促会社として、お客様の売上高アップに貢献することを目標に邁進して参ります。これにより、株主価値の向上に結び付けて参る所存です。

株主の皆様におかれましても、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長 **小西 秀央**

経営理念

全社員の心が豊かになり、
健康な身体で物質的にも豊かになる事を追求する。
公共面では環境にやさしい企業として世の為、
人の為に喜ばれる企業になる。
その為には常に利益の出る仕組みを作り続ける
企業でなくてはなりません。



株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目2番22号

株 式 会 社 C D G

代表取締役社長 小 西 秀 央

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最優先とし、株主様の感染リスクを避けるため、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府中央区本町橋2番31号 シティプラザ大阪 燦の間
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案
第2号議案
第3号議案 | 取締役9名選任の件
監査役3名選任の件
対象役員に対する株式報酬制度導入の件 |

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、当社定款の定めにより代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
- ・ 提供書面のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.cdg.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。
- ・ なお、監査報告書を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」が含まれております。
- ・ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がござい
ます。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上
げます。

インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブ
サイトにて各議案に対する賛
否をご入力ください。

行使期限

6月24日（木曜日）
午後5時

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

議決権行使書用紙を郵送



同封の議決権行使書用紙に各
議案に関する賛否をご表示の
うえご返送ください。

行使期限

6月24日（木曜日）
午後5時到着

株主総会に出席

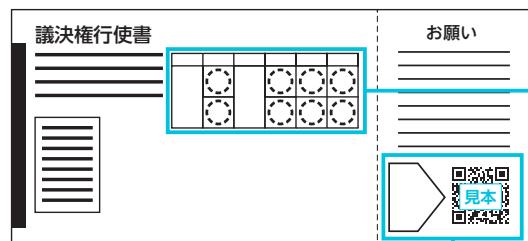


同封の議決権行使書用紙をご
持参いただき、**会場受付にご
提出**ください。

株主総会開催日時

6月25日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法



こちらを切り取ってご返送ください。

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第 号議案

- 全員賛成の場合 → **[賛]** の欄に○印
- 全員否認する場合 → **[否]** の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → **[賛]** の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第 号議案、第 号議案、第 号議案

- 賛成の場合 → **[賛]** の欄に○印
- 否認する場合 → **[否]** の欄に○印

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があつたものとして取り扱います。

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」「パスワード」は裏面に記載されています。

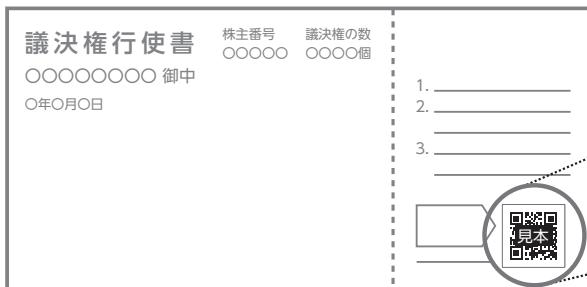
※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、のちに到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。

当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

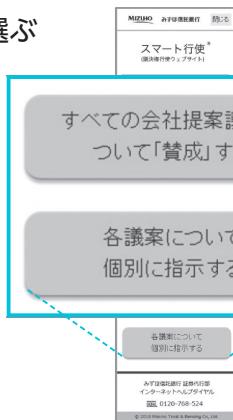


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンからタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

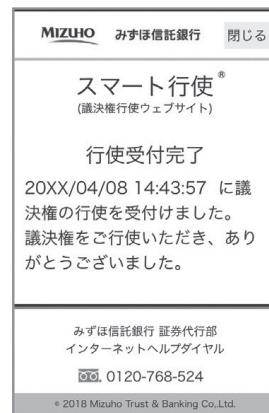
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。



インターネットによるご行使



議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

*** 議決権行使ウェブサイト ***

サイトのご利用にあたってはこちらをお読みいただき、ご了承いただける場合は、【次へすすむ】ボタンよりご利用ください。

集約通知電子配信メニュー
集約通知電子配信のお申し込みはこちら
メールアドレス設定はこちら
登録メールアドレスの変更または中止はこちら

■「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領された場合、当該電子メール末尾に記載しております)

議決権行使コード:

■「議決権行使コード」*を入力し、「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

*** パスワード変更 ***

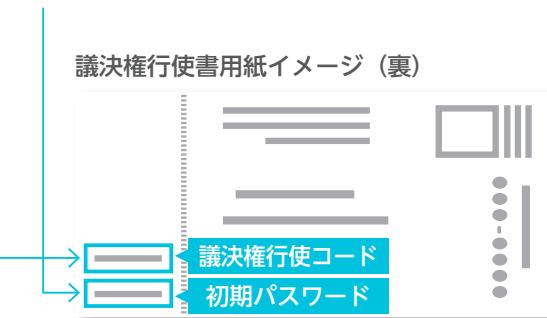
- パスワードを変更してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと新しいパスワード(2回)を入力し、【登録】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードをご利用される場合、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

ご使用になる新しいパスワード:
(確認のためもう一度):

※ 英数字の半角英数字のみ入力可能です。
※ セキュリティの関係上、電話や書面でご通知することは一切いたしませんので、新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

■「パスワード」*を入力し、「次へ」をクリック



*「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

※ インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524 (受付時間：平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の合理化を図るため、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者番号	氏名
1	うちかわ じゅんいちろう 内川 淳一郎 再任	6	ふじ い かつのり 藤井 勝典 再任
2	こにし ひで お 小西 秀央 再任	7	むねつぐ りょう こ 宗次 涼子 再任 社外
3	やまかわ たく と 山川 拓人 再任	8	みぞぐち まさ き 溝口 聖規 再任 社外
4	やすじま ひでゆき 安島 秀幸 再任	9	ひら た まさのり 平田 正憲 再任 社外
5	よねやま まこと 米山 誠 再任		

1

うちかわ じゅんいちろう
内川 淳一郎 (1961年1月30日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年3月 株式会社レッグス設立 代表取締役
 1991年3月 株式会社エスアイピー設立 代表取締役
 1994年2月 株式会社レッグス 代表取締役社長 (現任)
 2008年10月 睿格斯 (上海) 貿易有限公司設立 董事長
 2009年7月 株式会社エム・アンド・アイ 取締役
 2011年2月 睿格斯 (上海) 広告有限公司 (現 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司) 設立 董事長
 2012年3月 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司設立 董事長
 2014年7月 俺の株式会社 社外取締役
 2014年8月 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事
 2014年8月 睿格斯 (上海) 広告有限公司 董事
 2014年8月 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司 董事 (現任)
 2016年2月 株式会社ジェイユー 取締役 (現任)
 2020年6月 当社 取締役会長 (現任)
 2020年7月 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事長 (現任)
 2020年7月 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司 董事長 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社レッグス 代表取締役社長
 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司 董事
 株式会社ジェイユー 取締役
 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事長
 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司 董事長

取締役候補者とした理由及び期待される役割

内川 淳一郎 氏は、株式会社レッグスの創業以来、長年にわたり代表取締役社長を務められており、経営者としての豊かな経験・見識を有するとともに、セールスプロモーション業界に精通しております。こうした経験及び高い知見をもとに当社の企業価値の向上を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

2 こにし ひでお
小西 秀央 (1971年8月26日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 当社入社
 2015年4月 当社東京営業3部長
 2016年5月 当社執行役員 営業本部副本部長 兼 東京営業3部長
 2016年5月 CDG Promotional Marketing Co., Ltd. Secretary
 2017年4月 当社執行役員 営業本部副本部長
 兼 東京営業1部長 兼 営業企画部長
 2018年4月 当社専務執行役員 営業推進本部長
 2018年5月 CDG Promotional Marketing Co., Ltd. CEO
 2018年6月 当社代表取締役社長 営業推進本部管掌
 2019年4月 当社代表取締役社長 (現任)
 2021年3月 株式会社レッグス 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社レッグス 取締役

取締役候補者とした理由及び期待される役割

小西 秀央 氏は、当社入社以来、営業部門及び企画部門の業務執行を経験し、当社グループ及びセールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな経験・見識を有するとともにデジタルビジネス体制の強化を推進するなど当社の企業課題の解決及び企業価値の向上に貢献しております。デジタルマーケティングの必要性・重要性がますます増加する中、かかる実績をふまえ、当社の今後の持続的な成長と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

48,900株

3 やまかわ たくと
山川 拓人 (1973年9月13日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年1月 当社入社
 2012年2月 CDG Promotional Marketing Co., Ltd. CFO
 2014年5月 当社管理部長
 2015年5月 株式会社岐阜卓クリエート 取締役 (現任)
 2015年5月 株式会社ゴールドボンド (現 株式会社ジーブリッジ) 取締役
 2016年5月 当社執行役員 管理部長
 2016年6月 当社執行役員 業務本部副本部長 兼 管理部長
 2017年4月 当社執行役員 業務本部長 兼 管理部長
 2017年6月 当社取締役 業務本部長 兼 管理部長
 2020年4月 当社専務取締役 管理本部長 兼 管理部長
 2021年4月 当社専務取締役 管理本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社岐阜卓クリエート 取締役

取締役候補者とした理由及び期待される役割

山川 拓人 氏は、当社入社以来、管理部門の現場を経験するとともに管理部長、業務本部長、執行役員、グループ会社の取締役を務めるなど、当社グループ及びセールスプロモーション業界に関する深い理解と豊かな経験・見識を有しております。このため、当社のさらなる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

46,500株

4

やすじま ひでゆき

安島 秀幸 (1973年4月25日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 当社入社
2013年 4月 当社東京営業部長
2015年 4月 当社執行役員 営業本部副本部長
2016年 3月 当社執行役員 営業推進本部長
2016年 5月 株式会社ゴールドボンド (現 株式会社ジーブリッジ) 取締役
2016年 6月 当社取締役 営業推進本部長
2016年 8月 当社取締役 営業推進本部長 兼 営業企画部長
2017年 4月 当社常務取締役 営業本部長
2019年 4月 当社常務取締役
2020年 4月 当社常務取締役 営業本部長 (現任)

所有する当社株式の数

31,600株

【重要な兼職の状況】

該当なし

取締役候補者とした理由及び期待される役割

安島 秀幸 氏は、当社入社以来、営業部門の現場を経験するとともに営業本部長、営業推進本部長を務めるなど、セールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな営業戦略の経験・見識を有しております。このため、セールスプロモーション業界における当社のさらなる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

よねやま まこと
米山 誠

(1956年9月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年3月 京都セラミツク株式会社（現 京セラ株式会社）入社
 2005年7月 京セラミタ株式会社（現 京セラドキュメントソリューションズ株式会社）転籍 執行役員 経営管理本部長
 2008年4月 同社執行役員
 2008年4月 京セラミタジャパン株式会社（現 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社）常務取締役
 2010年3月 京セラコミュニケーションシステム株式会社転籍 理事
 2010年3月 株式会社日本航空管財人室 副室長
 2010年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 取締役
 2010年12月 日本航空株式会社執行役員 経営管理本部長
 2012年4月 同社常務執行役員 経営管理本部長
 2012年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 常務取締役
 2015年4月 同社専務取締役 管理本部長
 2016年3月 株式会社レッグス 入社
 2016年6月 同社管理本部長
 2017年3月 同社専務取締役 管理本部長
 2017年3月 株式会社エスアイピー代表取締役（現任）
 2020年5月 株式会社レッグス専務取締役経営管理担当 兼 管理本部長
 2020年6月 当社取締役（現任）
 2020年7月 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事（現任）
 2020年7月 睿格斯（上海）文化創意有限公司 董事（現任）
 2021年4月 株式会社レッグス専務取締役経営管理担当（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社レッグス 専務取締役経営管理担当
 株式会社エスアイピー 代表取締役
 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事
 睿格斯（上海）文化創意有限公司 董事

取締役候補者とした理由及び期待される役割

米山 誠 氏は、上場企業において長年にわたり経営に携わり、豊かな経験・見識を有するとともに、持続的な成長に不可欠な経営ガバナンスに精通しております。こうした経験及び高い知見をもとに、当社の企業価値の向上を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

6

ふじ い かつのり
藤井 勝典 (1943年1月30日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1961年4月 株式会社トーヨ入社
 1974年4月 当社設立 代表取締役社長
 1979年6月 有限会社近畿クリエート (現 株式会社岐阜クリエート) 代表取締役
 1996年10月 同社取締役
 2014年4月 当社代表取締役会長
 2014年8月 一般財団法人藤井財団 (現 公益財団法人藤井財団) 代表理事 (現任)
 2020年6月 当社取締役相談役 (現任)

【重要な兼職の状況】

公益財団法人藤井財団 代表理事

取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤井 勝典 氏は、当社の創業者として精神的支柱であるばかりでなく、会社経営に対して全社的・大局的な観点から意見・助言する他、経営理念の「継承」「伝播」を通じた人材力の向上に努めております。このため、当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

7

むねつぐ りょうこ
宗次 涼子 (1978年1月18日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社ノエビア入社
 2005年2月 株式会社リクルート入社
 2015年3月 株式会社New Gene設立 代表取締役社長 (現任)
 2015年4月 株式会社リクルートホールディングス 出向
 2015年4月 株式会社リクルートスタッフィング 取締役
 2015年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役
 2016年4月 株式会社リクルート住まいカンパニー 取締役
 2016年4月 株式会社リクルートコミュニケーションズ 取締役
 2016年4月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ 取締役
 2017年1月 株式会社ニジボックス 取締役
 2017年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 執行役員
 2017年4月 株式会社スタッフサービス・オフィスマネジメント 代表取締役社長
 2017年6月 当社取締役 (現任)
 2018年1月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役 兼 執行役員
 2018年11月 KAMIX株式会社 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社New Gene 代表取締役社長
 KAMIX株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

宗次 涼子 氏は、複数企業の代表取締役やグループ会社の取締役を歴任しており、経営に関する豊かな経験・見識を有しております。また、女性の活躍支援、企業の女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられており、当社においてもダイバーシティ・マネジメント等に対して大きな貢献をしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

8

みぞぐち まさき
溝口 聖規 (1968年12月14日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月 青山監査法人入所
1998年 5月 公認会計士登録
2007年 8月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー
2012年 9月 溝口公認会計士事務所開設 所長 (現任)
2012年 9月 グロービス経営大学院 教員 (現任)
2015年 6月 タイガースポリマー株式会社 社外取締役 (現任)
2020年 6月 当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

溝口公認会計士事務所 所長
グロービス経営大学院 教員
タイガースポリマー株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

溝口 聖規 氏は、大手監査法人でパートナーを務めるなど、公認会計士として、主に財務・会計に関して豊かな経験・見識を有しております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

9

ひら た まさのり
平田 正憲 (1972年2月21日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所
(現 弁護士法人御堂筋法律事務所) 入所
2003年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー (現任)
2007年 6月 株式会社アクセス 社外監査役
2014年 6月 NCS&A株式会社 社外監査役
2020年 6月 当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

平田 正憲 氏は、弁護士として企業法務を中心に様々な法律問題に関する助言を行うなど、豊かな経験・見識を有しております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

- (注) 1. 当社は、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であり、内川 淳一郎 氏が代表取締役を務め、米山 誠 氏が専務取締役を務める株式会社レッグスとの間に、製品販売等の取引関係があるとともに、同社と競業関係にあります。
2. (注) 1 以外の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 宗次 涼子 氏、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ4年、1年及び1年となります。
4. 当社と宗次 涼子 氏、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約で補填することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 宗次 涼子 氏、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 大坪 教光 氏、監査役 曾我部 憲昭 氏及び監査役 武地 義治 氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者番号	氏名
1	おおつば のりみつ 大坪 教光 再任 社外	3	たけち よしはる 武地 義治 再任 社外
2	そがべ のりあき 曾我部 憲昭 再任		

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年4月 和光証券株式会社 (現 みずほ証券株式会社) 入社
 1998年5月 同社エクイティ部 情報室長
 1999年7月 同社商品企画部長 兼 エクイティ部 情報室長
 2000年4月 新光証券株式会社 (現 みずほ証券株式会社) エクイティ情報部長
 2002年5月 同社広報・IR部長
 2008年4月 同社執行役員 広報・IR部長
 2009年4月 同社執行役員 営業企画部長
 2009年4月 新和証券株式会社 取締役
 2009年4月 新光証券ビジネスサービス株式会社 (現 みずほ証券ビジネスサービス株式会社) 監査役
 2009年5月 みずほ証券株式会社 執行役員 営業企画部長
 2010年10月 同社執行役員 FA統括部長 兼 営業企画部長
 2011年4月 同社執行役員 本店営業部長
 2013年1月 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング
 (現 株式会社日本投資環境研究所) 執行役員
 コンプライアンスオフィサー 企画総務部担当
 2015年4月 同社常務執行役員
 2017年4月 株式会社日本投資環境研究所 顧問
 2017年6月 当社常勤監査役 (現任)
 2017年6月 株式会社岐阜クリエート 監査役 (現任)
 2017年6月 株式会社ゴールドボンド (現 株式会社ジープリッジ) 監査役

【重要な兼職の状況】

株式会社岐阜クリエート 監査役

社外監査役候補者とした理由及び期待される理由

大坪 教光 氏は、大手金融グループにおいて執行役員、グループ子会社の取締役、監査役、常務執行役員、コンプライアンスオフィサーを歴任するなど、会社経営に対する豊富な知識と経験を有しております。また、これらの経験から社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

2 そ が べ のりあき
曾我部 憲昭 (1948年2月11日生)

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1970年4月 株式会社二幸入社
 1974年3月 永和信用金庫入社
 1974年11月 株式会社西武百貨店(現 株式会社そごう・西武)入社
 2000年3月 同社外商事業部 管理部長
 2003年4月 当社入社
 2003年6月 当社監査役
 2004年5月 株式会社岐阜クリエイト 取締役
 2004年6月 当社取締役 管理部長
 2005年7月 当社常務取締役 管理部長
 2007年4月 当社専務取締役 管理部長
 2012年3月 CDG Promotional Marketing Co., Ltd. CEO
 2013年6月 当社常勤監査役
 2014年5月 株式会社岐阜クリエイト 監査役
 2014年8月 当社監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

該当なし

監査役候補者とした理由及び期待される理由

曾我部 憲昭 氏は、大手百貨店における外商事業部管理部長、当社取締役管理部長を歴任し、財務及び会計に関し、豊富な経験、幅広い知見を有しております。これらの経験から監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

20,000株

3 たけち よしはる
武地 義治 (1950年2月15日生)

再任

社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年4月 吉岡良一税理士事務所入所
 1981年8月 学校法人大原学園入社
 1982年2月 武地義治税理士事務所開設
 1988年6月 カオス株式会社設立 代表取締役(現任)
 2003年10月 税理士法人カオス設立 代表社員(現任)
 2011年9月 行政書士法人カオス設立 代表社員(現任)
 2012年7月 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 監事(現任)
 2017年6月 当社監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

カオス株式会社 代表取締役
 税理士法人カオス 代表社員
 行政書士法人カオス 代表社員
 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 監事

社外監査役候補者とした理由及び期待される理由

武地 義治 氏は、税理士として豊富な財務及び会計の知識と経験を有するとともに、企業経営者としても豊富な経験、幅広い知見を有しております。これらの経験から社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

2,600株

- (注)
1. 当社は、監査役候補者 武地 義治 氏が代表社員を務める税理士法人カオスとの間において、顧問契約を締結しております。その他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大坪 教光 氏及び武地 義治 氏の両氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 3. 当社と大坪 教光 氏、曾我部 憲昭 氏及び武地 義治 氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約で補填することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 5. 大坪 教光 氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 対象役員に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会において当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、当社の取締役とあわせて「対象役員」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の当社の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、当社の取締役に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、対象役員の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会においてご承認をいただきました当社の取締役の報酬額（年額300,000千円以内（うち社外取締役分として年額30,000千円以内）。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は3名であり、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

対象役員（非常勤取締役、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、44,685千円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象役員を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式27,000株を取得しております。

また、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として各対象期間ごとに45,000千円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり9,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は27,000株となります(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び株式数の上限又は換算比率について合理的な調整を行います。)

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は7,000ポイントを上限とし、子会社の取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は2,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

また、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(9,000株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.16%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

対象役員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、対象役員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

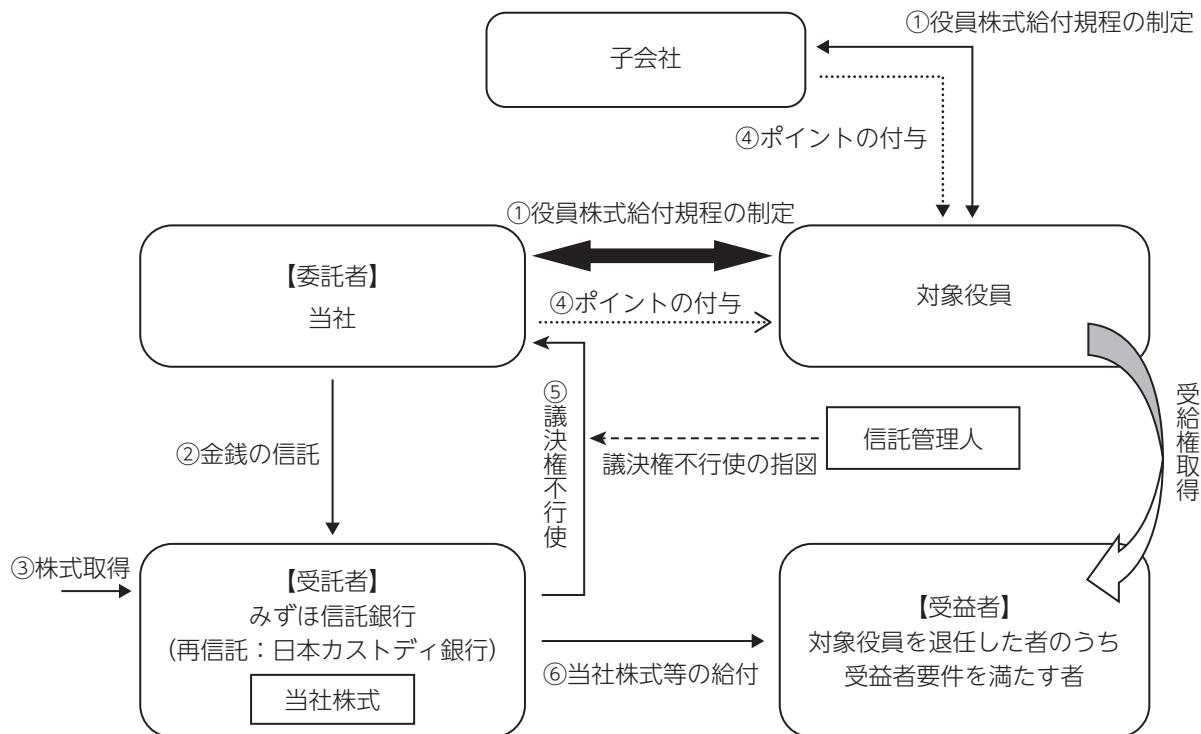
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しています。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過及びその成果**

売 上 高	11,620 百万円	(前期比 117.0%)
営 業 利 益	551 百万円	(前期比 151.9%)
経 常 利 益	609 百万円	(前期比 162.1%)
親会社株主に帰属する当期純利益	505 百万円	(前期比 189.1%)

当期の経済状況

当連結会計年度における我が国経済は、段階的な経済活動の再開とともに個人消費や設備投資に回復の兆しも見られましたが、3月以降に新型コロナウイルス感染症の再拡大が進んでおり、緊急事態宣言が再発出されるなど、依然として厳しい状況にあります。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり持ち直しの動きが期待されますが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

事業の概況

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響により社会生活におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなか、従来から機能強化しているデジタル分野における営業力をさらに強化するとともに、コンテンツライセンスの活用、また長年積み上げてきたリアルな知見を組み合わせ、当社独自のサービスを創出し、社会の変化へもこれまで以上にスピード感をもって対応し、顧客の商品やサービスに新しい価値を付加していく価値創造の長期的なパートナーとなることを目指してまいります。

当期の連結業績

当期の連結業績は、コンテンツライセンス活用による高利益構造の構築、デジタルを利用したデータドリブンマーケティングによる継続的取引企業の拡大、これまでに築き上げてきた調達力・品質管理能力などの強みを最大限生かしたBPO・コンサル領域の拡大の3つの取り組みが成果に繋がりました。この結果、売上高は11,620百万円（前年同期比17.0%増）と増収となりました。販売費及び一般管理費は新型コロナウイルス感染症の影響により顧客訪問などの営業活動が減少しましたが、案件の複雑化に対応するための前年から続く人員の増強により、2,605百万円（同5.9%増）となりましたが、営業利益は551百万円（同51.9%増）、経常利益は609百万円（同62.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は505百万円（同89.1%増）となりました。

次に、業界別の販売状況としましては、次表のとおりです。

分野	販売高（千円）	前年同期比（%）
流通・小売業	2,716,692	211.2
自動車・関連品	1,559,169	77.1
飲料・嗜好品	1,204,369	106.7
情報・通信	920,839	116.2
薬品・医療用品	741,097	111.1
ファッション・アクセサリ	717,900	144.0
その他	3,760,685	106.2
合計	11,620,755	117.0

流通・小売業業界及び情報・通信業界において売上が大きく伸びました。流通・小売業業界では人気コンテンツライセンスを活用した店頭施策を実施し、それにSNSやLINEなどのデジタル領域のプロモーションや商品化を絡めた大型プロモーション施策を受注できたこと、情報・通信業界では、クライアントのキャッシュレス決済普及キャンペーンに伴うプロモーションやオンラインイベントの企画、グッズ制作、運営を受託できたことにより販売高が増加しました。

なお、当社グループは、顧客の営業上の課題に基づいたセールスプロモーションの企画及び提案を行う単一の事業分野において営業活動を行っておりますので、セグメント情報の記載は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は25百万円で、その主なものは次のとおりであります。

東京本社 ネットワーク機器 : 3 百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2018年 3 月期)	第 45 期 (2019年 3 月期)	第 46 期 (2020年 3 月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売 上 高 (千円)	10,823,078	10,260,858	9,936,197	11,620,755
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	462,916	374,191	267,220	505,384
1 株当たり当期純利益 (円)	80.13	66.34	47.28	89.42
総 資 産 (千円)	6,553,604	6,481,085	6,574,398	7,588,057
純 資 産 (千円)	4,955,047	5,028,045	5,073,024	5,434,161
1 株当たり純資産額 (円)	874.25	886.51	894.50	958.47

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
2. 第47期(2021年3月期)の1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式について「役員株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式の数を控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2018年 3 月期)	第 45 期 (2019年 3 月期)	第 46 期 (2020年 3 月期)	第 47 期 (当 事 業 年 度) (2021年 3 月期)
売 上 高 (千円)	10,235,335	9,761,982	9,635,299	11,392,024
当 期 純 利 益 (千円)	420,569	457,081	299,215	506,280
1 株当たり当期純利益 (円)	72.80	81.04	52.94	89.58
総 資 産 (千円)	5,966,014	5,974,428	6,114,833	7,161,448
純 資 産 (千円)	4,439,139	4,591,010	4,676,295	5,050,552
1 株当たり純資産額 (円)	782.68	809.17	824.31	890.60

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
2. 第47期(2021年3月期)の1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株数について「役員株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式の数を控除する自己株式を含めております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、当社の強みであるセールスプロモーショングッズの企画・供給に加え、キャンペーンやイベントの企画・運営に至るまで、ワンストップで顧客のセールスプロモーション活動をトータルにサポートすることにより、競争力を強化するとともに顧客に対して高付加価値なサービスを提供することを目指しております。これを実現するために、セールスプロモーショングッズ制作やデジタルプロモーション、コンテンツ企画開発などのサービスを提供しておりますが、さらなる競争力の強化及び収益性の向上を図るために、デジタルマーケティングへの対応強化、コンテンツ・ライセンスビジネスの強化、品質・安全の強化、資本業務提携先である株式会社レッグスとのシナジーの創出・拡大に力を入れると同時に、これらを推進するために必要不可欠な人材確保及び育成の強化を図ってまいります。

また、気候変動や自然災害、感染症の発生など、事業環境にまつわるリスクや不確実性が高まる中で、そのような環境下にあっても事業活動を継続できる体制の構築の強化や、持続可能な社会の実現に向けた当社としての取り組みを推進してまいります。

以上を対処すべき課題と認識し、グループ全体で企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社岐阜クリエート	10,000千円	100.0%	ポケットティッシュの製造販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社CDG）と、主にセールスプロモーショングッズとしてのポケットティッシュの製造販売を行っている株式会社岐阜クリエートを含めた2社で構成されており、セールスプロモーショングッズやデジタル広告を用いたセールスプロモーションの企画・提案・運営等のマーケティングサービスを展開しております。

今後は、顧客の営業上の課題に対して営業戦略・解決策を提供していくとともに、消費者視点に立つことで顧客自身も気が付かなかった価値を提供するなど、顧客の商品・サービスに新しい価値を付加していく価値創造のパートナーとなり、マーケティングで新しい価値を創る企業として進化していくことを目指しております。

(9) 主要な拠点等 (2021年3月31日現在)

当 社	本社：大阪市北区、東京本社：東京都千代田区、名古屋営業所：名古屋市中区、札幌営業所：札幌市中央区、福岡営業所：福岡市博多区
株式会社岐阜クリエート	本社：大阪市北区、岐阜工場：岐阜県揖斐郡

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
営 業	211 (8) 名	18名増 (2) 名増
製 造	13 (8) 名	3名減 (1) 名増
その他	35 (1) 名	4名増 (-) 名
合 計	259 (17) 名	19名増 (3) 名増

- (注) 1. 当社グループは単一事業を営んでおり、セグメント別での記載が困難であるため「営業」、「製造」と「その他」に区分して従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
240 (9) 名	21名増 (3) 名増	35歳	6.5年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

金融機関からの借入金はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,678,938 (自己株式 561,062株を除く)
 (3) 株 主 数 7,691名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 レ ッ グ ス	2,510,405株	44.2%
株 式 会 社 伊 予 銀 行	279,000株	4.9%
C D G 取 引 先 持 株 会	173,300株	3.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	105,700株	1.9%
藤 井 敦	99,600株	1.8%
C D G 社 員 持 株 会	99,210株	1.7%
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	90,000株	1.6%
岸 本 好 人	81,600株	1.4%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	66,000株	1.2%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	52,000株	0.9%

- (注) 1. 当社は、自己株式 561,062株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から、自己株式 (561,062株) を控除して計算しています。
 3. 当社は、役員退職給付信託 (BBT) を導入し、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下、「信託E口」といいます。) が当社株式27,000株を所有しています。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小西秀央	株式会社レッグス取締役
取締役会長	内川淳一郎	株式会社レッグス代表取締役社長、睿格斯（深圳）貿易有限公司董事、株式会社ジェイユー取締役、睿格斯（上海）貿易有限公司 董事長、睿格斯（上海）文化創意有限公司董事長
専務取締役	山川拓人	管理本部長 兼 管理部長、株式会社岐阜クリエート取締役
常務取締役	安島秀幸	営業本部長
取締役	渡部忠司	株式会社岐阜クリエート代表取締役社長
取締役	米山誠	株式会社レッグス専務取締役経営管理担当 兼 管理本部長、株式会社エスアイピー代表取締役、睿格斯（上海）貿易有限公司董事、睿格斯（上海）文化創意有限公司董事
取締役相談役	藤井勝典	公益財団法人藤井財団代表理事
取締役	宗次涼子	株式会社New Gene代表取締役社長、KAMIX株式会社取締役
取締役	溝口聖規	溝口公認会計士事務所所長、グロービス経営大学院教員、タイガースポリマー株式会社社外取締役
取締役	平田正憲	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー
常勤監査役	大坪教光	
監査役	曾我部憲昭	
監査役	武地義治	カオス株式会社代表取締役、税理士法人カオス代表社員、行政書士法人カオス代表社員、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会監事
監査役	金丸絢子	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー

(注) 1. 2021年4月1日付取締役の地位・担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後
山川拓人	専務取締役 管理本部長 兼 管理部長	専務取締役 管理本部長
米山誠	株式会社レッグス専務取締役経営管理担当 兼 管理本部長	株式会社レッグス専務取締役経営管理担当

2. 取締役 宗次 涼子 氏、取締役 溝口 聖規 氏、取締役 平田 正憲 氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役 大坪 教光 氏、監査役 武地 義治 氏、監査役 金丸 絢子 氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 宗次 涼子 氏、取締役 溝口 聖規 氏、取締役 平田 正憲 氏、常勤監査役 大坪 教光 氏、監査役 金丸 絢子 氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 常勤監査役 大坪 教光 氏は、大手金融グループにおける長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 曾我部 憲昭 氏は、大手百貨店における外商事業部管理部長、当社取締役管理部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 武地 義治 氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 金丸 絢子 氏は、弁護士として企業法務に精通し、様々な法律問題に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した者は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
竹原 相光	2020年6月25日	任期満了	社外取締役、ZECOOPartners株式会社取締役会長、株式会社エディオン社外監査役、元気寿可株式会社社外取締役、三菱製紙株式会社社外取締役、株式会社神明ホールディングス社外取締役
西野 満也	2020年6月25日	任期満了	社外取締役
伊藤 拓	2020年6月25日	任期満了	社外監査役、弁護士御堂筋法律事務所パートナー、ピープル株式会社社外取締役、株式会社ヤマゲン社外監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約で補填することとしております。当該役員等賠償保険の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。また別枠で取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）について2020年6月25日開催の第46期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust）」）の導入を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査役の報酬限度額は、2003年6月26日開催の第29期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	74,081 (10,800)	70,590 (10,800)	4,716 (—)	△1,225 (—)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	16,300 (14,500)	16,200 (14,400)	— (—)	100 (100)	5 (4)
合 計	90,381	86,790	4,716	△1,125	14

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 無報酬の取締役3名を除いております。

3. 非金銭報酬等は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (Board Benefit Trust))」の導入を決議いただき報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であるBBTの当事業年度の費用計上額であります。

4. 当社は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

取締役4名 160,800千円

監査役1名 1,200千円 (うち社外監査役1名 1,200千円)

上記報酬額に含まれる退職慰労引当金の減少額、増加額は役員退職慰労金制度廃止に伴い、当期において取締役の役員退職引当金繰入額の戻し、監査役の役員退職繰入額の計上を行ったことによるものです。

③ 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT(Board Benefit Trust))」の導入の決議をいただいております。対象役員に対する株式報酬の交付はなく、当事業年度の引当金額を費用計上しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 宗次 涼子 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 溝口 聖規 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 平田 正憲 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 武地 義治 氏が代表社員を務める税理士法人カオスとの間において顧問契約を締結しております。この他に同氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 金丸 絢子 氏が兼職している弁護士法人大江橋法律事務所との間において顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	宗 次 涼 子	17/17回 (100%)	—	企業経営に関する豊かな経験と幅広い見識に基づき、主に人材の育成・活用などの幅広い観点から問題提起や意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
取 締 役	溝 口 聖 規	12/13回 (92%)	—	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、主に財務・会計上の留意点について専門的見地から助言するなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
取 締 役	平 田 正 憲	13/13回 (100%)	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づいて、主に法律上の留意点について助言するなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
常勤監査役	大 坪 教 光	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	金融機関において培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	武 地 義 治	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	金 丸 絢 子	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

(注) 社外取締役 溝口 聖規 氏、社外取締役 平田 正憲 氏、社外監査役 金丸 絢子 氏につきましては2020年6月25日就任後の状況を記載しております。

4. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会が決議した事項の概要は以下のとおりであります。

① 基本的な考え方

当社及び子会社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役及び取締役会、並びに監査役及び監査役会、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとする。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、一般社団法人日本経済団体連合会にて定める「企業行動憲章」並びに当社が掲げる「経営理念」に基づいて定める「基本的な考え方」を行動規範とし、取締役及び使用人が法令・諸規則、社会規範及び当社が定める定款・諸規程等を遵守する体制を確保する。

ロ. 当社は人事総務部において、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

ハ. 人事総務部は、コンプライアンスに係る取締役及び使用人に対する研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ニ. 取締役社長の下に内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査し、適宜取締役社長及び監査役へ報告する。

ホ. 当社は、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

ロ. 法令又は取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。

ハ. 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの特定と評価を行えるよう、取締役及び指名メンバーが参加するリスク管理委員会を定期的に開催することを「リスク管理規程」に定める。
 - ロ. 特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。
 - ロ. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを「関係会社管理規程」に定める。
 - ロ. 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。
 - ハ. 子会社の業務及び取締役等の職務の執行状況は、当社の経営執行会議において定期的に報告される。
 - ニ. 当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、取締役社長及び監査役に適宜報告することを「内部監査規程」に定める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - 前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。また、当該使用人の職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを「監査役監査規程」に定める。
 - ロ. 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
 - ハ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができることとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「内部統制基本方針書」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、日常的モニタリング並びに独立的モニタリングを通じて、有効な内部統制の維持と改善及び適正な評価を行っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう努めております。

② 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役相互による意見交換等を行っております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監督しております。

③ コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な研修を実施することとしており、ハラスメント、インサイダー取引防止、情報セキュリティ等について研修を実施しております。また、「通報制度に関する規程」に基づき、社外の法律事務所にホットラインを設置し、全従業員に周知することで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなるものの特定と評価を行うため、毎月定例で開催されるリスク管理委員会において報告及び検討しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、長期的発展の礎となる企業体質強化のための内部留保の充実と安定配当を継続してゆくことを基本方針としております。内部留保は、将来にわたって企業価値を向上させるための投資の源泉として、有効に活用してまいります。この基本方針の下、安定的かつ継続的な配当成長を目指してまいります。

なお当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、当社は継続的に安定した配当を基本方針としていることから、当初からの計画通り1株当たり26円の配当を実施いたしました。また、内部留保につきましては今後予想される経営環境の変化に対応すべく今まで以上にコスト競争力を高め、あらゆる顧客ニーズに応えるため、当社の基本機能強化及び拡大への投資に充当するとともに、有能な人材の確保及び育成を行うため、人材への投資に充当してまいります。

また、次期の配当方針につきましては、2021年5月13日公表の「配当方針の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期金額	(ご参考) 前期金額	科目	当期金額	(ご参考) 前期金額
資産の部			負債の部		
流動資産	6,613,065	5,619,516	流動負債	1,871,467	1,244,447
現金及び預金	3,671,058	3,070,489	支払手形及び買掛金	1,107,834	911,266
受取手形及び売掛金	2,646,184	2,224,941	未払法人税等	231,568	17,817
制作支出金	126,318	124,435	賞与引当金	205,800	107,630
製品	17,700	13,547	その他	326,264	207,733
原材料	24,563	20,309	固定負債	282,429	256,927
その他	127,717	166,311	長期未払金	170,200	—
貸倒引当金	△478	△518	退職給付に係る負債	96,883	76,709
固定資産	974,992	954,882	役員退職慰労引当金	—	171,968
有形固定資産	258,696	271,574	役員株式給付引当金	6,826	—
建物及び構築物	117,231	125,363	その他	8,518	8,250
機械装置及び運搬具	35,228	38,153	負債合計	2,153,896	1,501,374
土地	80,793	80,793	純資産の部		
その他	25,442	27,263	株主資本	5,362,182	5,003,749
無形固定資産	16,791	12,257	資本金	450,000	450,000
ソフトウェア	16,791	12,257	資本剰余金	111,904	96,833
投資その他の資産	699,504	671,050	利益剰余金	5,460,345	5,101,911
投資有価証券	264,269	260,401	自己株式	△660,067	△644,995
繰延税金資産	100,366	55,013	その他の包括利益累計額	55,024	51,918
保険積立金	73,919	114,621	その他有価証券評価差額金	67,119	51,412
敷金及び保証金	224,308	220,324	繰延ヘッジ損益	1,096	1,473
その他	38,670	24,020	退職給付に係る調整累計額	△13,191	△967
貸倒引当金	△2,030	△3,330	新株予約権	16,953	17,356
資産合計	7,588,057	6,574,398	純資産合計	5,434,161	5,073,024
			負債・純資産合計	7,588,057	6,574,398

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当期金額		(ご参考) 前期金額	
売上高		11,620,755		9,936,197
売上原価		8,462,809		7,111,727
売上総利益		3,157,945		2,824,470
販売費及び一般管理費		2,605,983		2,461,029
営業利益		551,961		363,440
営業外収益				
受取利息	338		325	
受取配当金	5,251		5,669	
受取手数料	600		6,300	
為替差益	3,860		—	
受取保険金	27,000		—	
補助金収入	27,803		—	
役員報酬返納額	645		1,407	
その他	6,308	71,808	4,121	17,824
営業外費用				
支払利息	176		29	
為替差損	—		2,614	
固定資産除却損	777		1,718	
出資金評価損	11,975		—	
その他	1,111	14,041	843	5,206
経常利益		609,728		376,058
特別利益				
固定資産売却益	0		529	
投資有価証券売却益	8,512		—	
新株予約権戻入益	403		1,480	
保険解約戻戻金	105,662		8,763	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	—	114,579	4,566	15,338
特別損失				
投資有価証券売却損	337		—	
投資有価証券評価損	—		7,622	
ゴルフ会員権評価損	—		54	
その他	—	337	100	7,776
税金等調整前当期純利益		723,970		383,620
法人税、住民税及び事業税	265,786		115,870	
法人税等調整額	△47,199	218,586	529	116,399
当期純利益		505,384		267,220
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		505,384		267,220

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	当期金額	(ご参考) 前期金額	科 目	当期金額	(ご参考) 前期金額
資産の部			負債の部		
流動資産	6,331,587	5,308,803	流動負債	1,862,527	1,198,846
現金及び預金	3,467,477	2,831,761	買掛金	1,119,853	895,687
受取手形	257,173	282,234	未払金	59,481	53,578
売掛金	2,360,910	1,906,324	未払費用	33,015	13,872
制作支出金	126,318	124,435	未払法人税等	231,532	17,883
前渡金	51,439	96,877	未払消費税等	135,254	85,960
前払費用	63,316	63,346	前受金	70,857	17,343
その他	5,201	4,054	預り金	7,609	8,909
貸倒引当金	△250	△230	賞与引当金	200,000	102,000
			その他	4,923	3,611
固定資産	829,860	806,030	固定負債	248,367	239,691
有形固定資産	113,713	119,794	長期末払金	162,000	—
建物	88,819	93,385	退職給付引当金	73,132	68,316
工具器具備品	17,470	17,711	役員退職慰労引当金	—	163,125
その他	7,424	8,696	役員株式給付引当金	4,716	—
無形固定資産	16,045	10,773	その他	8,518	8,250
ソフトウェア	16,045	10,773	負債合計	2,110,895	1,438,538
投資その他の資産	700,101	675,462	純資産の部		
投資有価証券	264,269	260,401	株主資本	4,965,382	4,606,052
関係会社株式	10,000	10,000	資本金	450,000	450,000
繰延税金資産	91,541	50,003	資本剰余金	111,904	96,833
保険積立金	73,919	114,621	資本準備金	42,000	42,000
敷金及び保証金	224,130	220,146	その他資本剰余金	69,904	54,833
その他	37,140	22,490	自己株式処分差益	69,904	54,833
貸倒引当金	△900	△2,200	利益剰余金	5,063,545	4,704,215
資産合計	7,161,448	6,114,833	利益準備金	70,500	70,500
			その他利益剰余金	4,993,045	4,633,715
			別途積立金	4,300,000	4,100,000
			繰越利益剰余金	693,045	533,715
			自己株式	△660,067	△644,995
			評価・換算差額等	68,216	52,886
			その他有価証券評価差額金	67,119	51,412
			繰延ヘッジ損益	1,096	1,473
			新株予約権	16,953	17,356
			純資産合計	5,050,552	4,676,295
			負債・純資産合計	7,161,448	6,114,833

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当期金額		(ご参考) 前期金額	
売上高		11,392,024		9,635,299
売上原価		8,299,176		6,937,222
売上総利益		3,092,847		2,698,077
販売費及び一般管理費		2,517,495		2,338,104
営業利益		575,352		359,972
営業外収益				
受取利息	330		307	
受取配当金	5,251		5,669	
受取手数料	780		7,200	
受取保険金	27,000		—	
為替差益	3,860		—	
補助金収入	4,818		—	
役員報酬返納額	—		1,407	
雑収入	5,608	47,649	2,915	17,499
営業外費用				
支払利息	176		29	
為替差損	—		2,806	
固定資産除却損	777		73	
出資金評価損	11,975		—	
雑損失	1,099	14,029	373	3,283
経常利益		608,972		374,189
特別利益				
固定資産売却益	0		529	
投資有価証券売却益	8,512		—	
新株予約権戻入益	403		1,480	
保険解約返戻金	105,662		8,763	
子会社清算益	—	114,579	36,550	47,322
特別損失				
投資有価証券売却損	337		—	
投資有価証券評価損	—		7,622	
その他	—	337	100	7,722
税引前当期純利益		723,214		413,789
法人税、住民税及び事業税	265,714		114,561	
法人税等調整額	△48,780	216,934	12	114,574
当期純利益		506,280		299,215

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社CDG
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 大 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CDGの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CDG及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社CDG
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 大 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CDGの2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株 式 会 社 C D G 監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役） 大 坪 教 光 ㊟
監 査 役 曾我部 憲 昭 ㊟
監 査 役（社外監査役） 武 地 義 治 ㊟
監 査 役（社外監査役） 金 丸 絢 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2021年6月25日（金曜日）

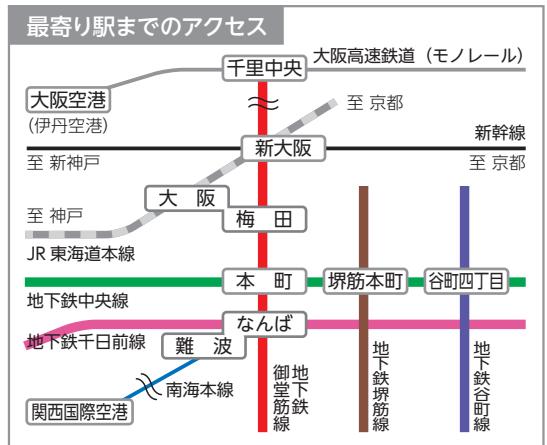
会場 シティプラザ大阪 燦の間
 大阪市中央区本町橋2番31号 TEL 06-6947-7888



交通のご案内

- 地下鉄堀筋線「堀筋本町」駅 12番出口 より徒歩約5分
- 地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅 4番出口 より徒歩約10分

【お願い】 駐車場のご用意はございませんので、お車のご来場はご遠慮願います。



株式会社CDG

〒530-0001
 大阪市北区梅田2-2-22
 ハービスENT 18F

